

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

保安機関の認定の更新

根拠条文

液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第32条 第29条1項の認定は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第29条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

同法施行令第6条

法第32条第1項の政令で定める期間は、5年とする。

同法第31条、同法施行規則第31条（省略）

審査基準

「損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」の判断基準は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（以下、保安業務告示という。）第1条、第4条による。

「保安業務資格者の数」については、保安業務告示第2条によって算定した数をうわまわっていること。

「保安業務用機械の数」については、保安業務告示第3条によって算定した数をうわまわっていること。

その他、保安機関の認定について（改正平成9年11月20日 平成09.09.29立局第5号）を判断基準とする。

（当該告示及び通達は、消防チームで閲覧できます。）

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
14日	機 関		機 関	消防チーム	
	期 間		期 間	14日	